― 静岡の芸術と食文化を楽しむ日帰りバスツアー



【ツアーの趣旨】

日本一高い山「富士山」と日本一深い海「駿河湾」を有する静岡県は、それら自然の恩恵を受け、豊かな食文化が形成をされました。静岡の食文化を五感で感じていただけるよう「食」の大切さをテーマとした SPAC オリジナル劇と共に料理人田形治氏による蕎麦を通じた食と自然の共創をお楽しみいただきます。

◆出発日:2022 年9月 24日(日) 日帰り(午後公演)

月日	行 程 観光施設:◎入場観光、○下車観光、△車窓観光	
	静岡駅南口	
9/24 (土)		朝:-
	・・・・・・・・・◎楕円堂にて ―――― 静岡駅南口 14:00 15:00 15:30 『びしょくすきいと老婆× 田形 治氏による蕎麦打ちパフォーマンス』	タ:-

凡例:==貸切バス、・・・・徒歩/各自移動

※上記のスケジュールは、旅行実施時の状況などの都合により多少変更する場合もありますのであらかじめご了承ください。

《旅行代金》 【お一人様】 6,600円(税込) (おとな・こども同額)

《最少催行人員》 2名 (募集人員 40 名)

《食事条件》朝食:0回 昼食:1回 夕食:0回

《申込締切》9月15日(木)

《添 乗 員》全行程1名同行いたします

《貸切バス会社》 静鉄ジョイステップバス

※天候によりしらす漁がお休みとなる場合がございます。予めご了承ください。

※当事業は静岡県「令和4年度魅力ある文化資源の観光活用推進事業」の一環として実施しております。ご参加の方にはアンケートのご回答のご協力をお願いいたします。

【お申込み・お問合せ先】 株式会社 JTB ビジネストランスフォーム 中部 MICE センター

TEL: 052-446-5099

メール: nihondaira jimukyoku@jtb.com

住所:名古屋市中村区名駅南 1-16-30 東海ビルディング5階 営業時間:月〜金曜日 10:00〜17:00(土・日曜・祝祭日は休業)

総合旅行業務取扱管理者:匹田 晴隆

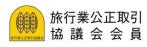


【旅行企画·実施】

株式会社 JTB 静岡支店

観光庁長官登録旅行業第 64 号 (一社)日本旅行業協会正会員 住所:静岡県静岡市葵区御幸町 5-9 静岡フコク生命ビル





※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。ご旅行の契約に不明な点がございましたら、 遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にお問い合わせください。

<旅行条件(要約)> 必ずお読みください

◆お申込の際には必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、必ず内容をご確認の上お申込ください。

募集型企画旅行契約

この旅行は株式会社 JTB 静岡支店(静岡市葵区御幸町5-9静岡フコク生命ビル8階 観光庁長官登録旅行業第 64 号。以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また、旅行条件は、 下記によるほか、別途お渡しするご旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部 によります。当社約款をご希望の方は当社にご請求ください。

旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、お申し込みください。
- (2)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (3)申込金:ご旅行代金全額

旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって 13 日目にあたる日より前(もしくは当社が指定する期日までに)にお支払ください。また、お客様が当 社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いただくことがあります。この場合のカ -ド利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、下記に記載されている金額を取消料として申し受けます。

	取消料(お一人様)	
旅行開始日の前日から	1.8日目にあたる日以前の解除	無料
起算してさかのぼって	2.7日目にあたる日以降の解除(4~6 を除く)	旅行代金の 30%
	3. 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
	4. 当日の解除(6 を除く)	旅行代金の 50%
	5. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の 100%

旅行代金に含まれるもの

- (1) 各旅行日程およびご案内に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸 税。
- (2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付け。
- (3)パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨表示したもの。
- これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

旅行代金に含まれないもの

上記「旅行代金に含まれるもの」以外のものは含まれませんが、その一部を以下に例示します。

- (1) 超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)。 (2)空港施設使用料等(パンフレット等に明示した場合を除きます)。
- (3)クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。 (4)ご希望者のみ参加されるオプショナル・ツアー(別途料金の小旅行)の料金。 (5)運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)。

- (6)自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型 企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金 又は見舞金を支払います。

- ・死亡補償金:1,500 万円 入院見舞金:2~20万円
- 通院見舞金:1~5万円
- 携行品損害補償金: お客様 1 名につき~15 万円(但し、補償対象品1個又は 1 対あたり 10 万円を限度とします。)

「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」といいます。)を条件にお申込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

- (1)通信契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を通知して頂きます。
- (2)与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申 し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

国内旅行保険への加入について

旅行先において、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのがにです。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入すること をお勧めします。詳細については、お問合せください。

事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込個所にご通知ください。(も し、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。) ● 個人情報の取扱について

- (1) 当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費 用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただ いたパンフレット及び最終旅程表に記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、お申込み時にいただいた個人情報及び搭乗される 航空便名に係る個人データを、予め電磁的方法等で送付することにより提供いたします。 (2)当社及び販売店は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お
- 客様に疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を 当社及び販売店に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (3)その他、個人情報の取扱いについては、ご旅行条件書(全文)の「個人情報の取扱い」をご参照ください。なお、当社の個人情報に関するお問い合せ 窓口は次の部署となります。

株式会社 JTB お客様相談室 〒140-8602 東京都品川区東品川 2-3-11

https://www.jtb.co.jp/form/inquiry/wmform.asp

旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2022年8月20日を基準としています。又、旅行代金は2022年8月20日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。